

岡山市民生委員児童委員協議会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民生委員・児童委員活動の育成、援助を行い、もって社会福祉の増進を図るため、岡山市民生委員児童委員協議会（以下「市民児協」という。）の行う事業に対し、民生委員法（昭和23年法律第198号）第26条の規定により予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民児協会長活動
- (2) 市民児協副会長活動
- (3) 地区会長活動
- (4) 民生委員児童委員活動
- (5) 地区民生委員児童委員協議会活動
- (6) 地区会長交通費

(補助金額等)

第3条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助基準額は、次の各号に掲げるものとし、補助金額は、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して、そのいずれか少ない方の額とする。

- (1) 市民児協会長活動
 - ア 補助対象経費は、市民児協会長活動に係る経費とする。
 - イ 補助基準額は、14,000円に会長数を乗じて得た額とする。
- (2) 市民児協副会長活動
 - ア 補助対象経費は、市民児協副会長活動に係る経費とする。
 - イ 補助基準額は、7,000円に副会長数を乗じて得た額とする。
- (3) 地区会長活動
 - ア 補助対象経費は、地区民生委員児童委員協議会会長活動に係る経費とする。
 - イ 補助基準額は、23,920円に地区会長数を乗じて得た額とする。
- (4) 民生委員児童委員活動
 - ア 補助対象経費は、民生委員児童委員活動及び主任児童委員活動に係る経費とする。
 - イ 補助基準額は、72,300円に民生委員児童委員数（主任児童委員を含む。）を乗じて得た額とする。
- (5) 地区民生委員児童委員協議会活動
 - ア 補助対象経費は、地区民生委員児童委員協議会の活動に係る経費とする。
 - イ 補助基準額は、31,000円に地区民生委員児童委員協議会数を乗じて得た額と2,640円に民生委員児童委員数（主任児童委員を含む。）を乗じて得た額を合算した額に300,000円と2,046,500円を加えた額とする。
- (6) 地区会長交通費
 - ア 補助対象経費は、地区会長が各種会合等への出席に要する経費とする。
 - イ 補助基準額は、5,000円に地区会長数を乗じて得た額とする。
- (7) 民生委員制度創設周年事業
 - ア 補助対象経費は、民生委員制度創設に関する周年事業に係る経費とする。
 - イ 補助基準額は、300,000円とする。

2 前項に掲げる補助対象経費の内訳は、次のとおりとする。

事業費・会議費・研修費・事務費（事務用品、印刷代、通信代等）・交通費・福利厚生費・負担金

（交付申請）

第4条 規則第5条第1項に規定する市長が定める期日は、毎年5月31日までとする。

（状況報告，着手届及び完了届の免除）

第5条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（補助金の完了前交付）

第6条 規則第19条第1項ただし書の規定により、補助事業の完了前に全部又は一部を交付できる場合は、市の補助金の金額が、補助事業に係る全収入金額の100分の50以上の割合を占める場合とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 岡山市民生委員（児童委員）活動費補助金交付要綱（昭和52年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月26日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年5月7日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月27日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第3条第1項第7号は、平成29年度に適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。